

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 ()	1

告 示

高知県告示第736号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 四万十町東インター
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町影野 字藪ヶ谷山716番7 から 高岡郡四万十町影野 字岡屋敷544番3ま で	前	8.4 \	393
高岡郡四万十町影野 字藪ヶ谷山716番3 から 高岡郡四万十町影野 字岡屋敷557番1ま で	後	8.4 \	522

高知県告示第737号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 四万十町東インター
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町影野字藪ヶ 谷山716番3 から 高岡郡四万十町影野字岡屋 敷557番1 まで	522	平成24年12月9 日